

山口県報

令和2年
3月13日
(金曜日)

目次

○規則	保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則(医務保険課).....一
建設業法施行細則の一部を改正する規則(監理課).....二	
○告示	特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を しななければならない区域の指定(環境政策課).....三
生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件)(厚政課).....三	
保安林指定施業要件の変更(阿武町)(森林整備課).....三	
道路の区域の変更(道路整備課).....四	
道路の供用の開始(道路整備課).....四	
道路の占用を制限する区域の指定(道路整備課).....五	
道路の指定(建築指導課).....七	
○公告	周南都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....七
周南都市計画火葬場の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....七	
○企業管理規程	山口県企業局財務規程の一部を改正する管理規程.....七



保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月十三日

山口県知事 村岡嗣政

山口県規則第六号

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

保健師助産師看護師法施行細則(平成十四年山口県規則第六号)の一部を次のように改正する。

別記第二号様式中

この規則は、令和二年四月一日から施行する。



山口県告示第七十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和二年三月十三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 形質変更時要届出区域

周南市開成町四五五五の三七の一部、四五五五の三八の一部、四五五五の四〇の一部、四五五五の四三の一部、四五五五の四五の一部及び四五五五の四六の一部並びに同市臨海町六の一部

二 特定有害物質の種類

クロロエチレン、四塩化炭素、一・ニージクロロエタン、一・一・ニージクロロエチレン、一・ニージクロロエチレン、一・三・ニージクロロプロペン、ジクロロメタン、水銀及びその化合物、一・一・ニートリクロロエタン、一・一・ニートリクロロエタン、ふっ素及びその化合物並びにベンゼン

三 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第五十八条第五項第十号から第十三号までの規定への該当
土壌汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十二号に該当する。

山口県告示第七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和二年三月十三日

山口県知事 村岡 嗣政

居宅介護事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名 称	所在地	事業の 種類	指定年月日
医療法人社団 なごみ歯科 クリニック	防府市大字植 松五五九の一 リニック	なごみ歯科 クリニック	防府市大字植 松五五九の一	居宅療 養管理 指導	令和元、 一一、 一

山口県告示第七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和二年三月十三日

山口県知事 村岡 嗣政

介護予防事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	介護予防事業所 名 称	所在地	事業の 種類	指定年月日
医療法人社団 なごみ歯科 クリニック	防府市大字植 松五五九の一 リニック	なごみ歯科 クリニック	防府市大字植 松五五九の一	介護予 防居宅 療養管 理指導	令和元、 一一、 一

山口県告示第七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施設要件を次のように変更する。

令和二年三月十三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所
阿武郡阿武町大字宇田字穴田七九一の一、字猪ノ木ヶ谷八六〇から八六二まで、八六四、一〇四二五の三、一〇四二五の四、一〇四二五の六、一〇四二五の九、一〇四二五の一〇、一〇四二五の一六から一〇四二五の二三まで、一〇四二八、一〇四二九、一〇四三〇の一、一〇四三〇の二、一一四五五、字敷ノ上一〇四二〇の一、一〇四二一、字汁汲一〇四三八、大字奈古字遠岳一〇一四〇、一〇一四〇の一、一〇一四〇の五、一〇一四〇の三五、一〇一四〇の三七、一〇一四一の一〇、一〇一四一

の一八から一〇一四一の九六まで、一〇一四二の三、一〇一四二の四、一〇一四二の
 一一から一〇一四二の一三まで、大字福田下字笹ヶ埜一〇五〇〇、字上ヶ迫一〇五〇
 二、一〇五〇三、一一九五六、字岡一〇六五三の三、字奥ノ原一〇八二の二二三

二 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、阿武町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び阿武町農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第七十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和二年三月十三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和二年三月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道
 路線名 岩国大竹線
 道路の区域

区 間		旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
新	旧	最狭 一〇・六 最狭 一六・六	最狭 四・四 最狭 一六・六	二〇六九・五 二〇六九・五	ダブルウェイ

岩国市柱野字とりこえ一〇〇一八の
 一地从先から
 同市御庄字踊原二二一七の一地从先ま
 で

最狭
七〇・五

道路の種類 県道
 路線名 宇部船木線
 道路の区域

区 間		旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
新	旧	最狭 八四・〇 最狭 四四・二	最狭 最狭 	四七〇・〇	

道路の種類 県道
 路線名 長門秋芳線
 道路の区域

区 間		旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
新	旧	最狭 五四・〇 最狭 一〇・九	最狭 二七・〇 最狭 一〇・〇 最狭 九八・一	三、〇四八・〇 三、〇四八・五 三八一・四	ダブルウェイ

山口県告示第七十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年三月十三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

山口県告示第八十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第四号に規定する道路を次のとおり指定する。

令和二年三月十三日

山口県知事 村岡 嗣政

名	称	起	点	終	点	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
市道吉則下三号線 (仮称)		美祿市大嶺町東分 字吉則二九六四の 一 地先		美祿市大嶺町東分 字山下二一八九 の		二〇・四	一九四・八	令和二、 二、二六



(四五) 周南都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧

下松市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による周南都市計画下水道の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和二年三月十三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 都市計画の種類及び名称

周南都市計画下水道下松市公共下水道

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(四六) 周南都市計画火葬場の変更に係る図書の写しの縦覧

下松市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による周南都市計画火葬場の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する

同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和二年三月十三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 都市計画の種類及び名称

周南都市計画火葬場周南地区衛生施設組合新斎場

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課



山口県企業管理規程第一号

山口県企業局財務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和二年三月十三日

山口県公営企業管理者 小松 一彦

山口県企業局財務規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局財務規程（昭和四十年山口県企業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第三十一条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第三十七条第一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十三号中「及び」の下に「郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百三十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であつて）」を加え、「を営む郵便局（郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する郵便局）」を「の業務を行うもの」に改め、同号を同項第十二号とし、同条第二項中「並びに前項第六号に掲げる賃金」を削り、「（給与等）」と総称するを「単に（給与）」というに、「本項」を「この項」に、「当該給与等」を「当該給与」に、「給与等支出調査書」を「給与支出調査書」に改め、同項の表及び同条第三項中「給与等」を「給与」に改める。
第三十九条第一項中「給与等」を「給与」に改め、同条第二項中「給与等支出調査書」を「給与支出調査書」に改める。
第二百五十一条中「第二百四十三条の二第一項後段」を「第二百四十三条の二の二第一

項後段」に改め、同条第一号中「第二百四十三条の二第一項第一号」を「第二百四十三条の二の二第一項第一号」に改め、同条第二号中「第二百四十三条の二第一項第三号」を「第二百四十三条の二の二第一項第三号」に改め、同条第三号中「第二百四十三条の二第一項第四号」を「第二百四十三条の二の二第一項第四号」に改める。

別表の電気事業勘定科目表費用勘定の表及び工業用水道事業勘定科目表費用

勘定の部費用の表中「~~賃~~ ~~金~~ 臨時職員及び人夫の賃金」及び

「~~賃~~ ~~金~~」を削る。

附 則

この管理規程は、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月十三日印刷
令和二年三月十三日発行

発行人所

山口県知事